○中央選挙管理会告示第二十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和七年九月十七日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日時　令和七年九月十七日　午後一時三十分

○外務省告示第三百五十九号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和七年九月三日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和七年九月十七日

外務大臣　岩屋　毅

記

失効年月日　令和七年九月三日
発行年月日　令和七年一月二十日
旅券番号　ＴＴ七七八七七〇

○外務省告示第三百六十号

令和元年八月二十九日にラバトで、円借款の供与に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の平成二十二年三月十九日付けの交換公文に従って国営水道公社に供与されることになった地方都市上水道整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間（平成二十九年八月二十二日付けの口上書により令和元年八月三十一日まで延長された。）がモロッコ王国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和四年八月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、モロッコ王国政府との間に行われた。

令和七年九月十七日

外務大臣　岩屋　毅

○財務省告示第二百五十一号

中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対し不当廉売関税を課する期間として関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第一項の規定により指定された期間が満了したので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年九月十七日

財務大臣　加藤　勝信

一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

㈠　品名、銘柄及び型式　法の別表第二九一九・九〇号に掲げる物品のうちトリス（クロロプロピル）ホスフェート

㈡　特徴　一般に無色から淡黄色透明の液体であり、主として、硬質ウレタン系断熱材用の難燃材に使用される。

二　法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の供給国

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）

三　法第八条第一項の規定により指定された期間

令和二年九月十七日から令和七年九月十六日までの期間

○農林水産省告示第千四百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　茨城県常陸太田市折橋町字南大沢一九五四、字清水一〇九七の二、一〇九七の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び常陸太田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　茨城県常陸太田市町屋町字黒磯九二、字黒磯上坪二〇九、二一六、二一七

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び常陸太田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　島根県鹿足郡津和野町商人三九八から四〇六まで、四〇一の続三、四〇八から四一五まで、四一〇の続一、四二八、二二四四の内一六から二二四四の内一八まで、二二四四の九から二二四四の一五まで、二二四四の一九から二二四四の二一まで、二二四五、二二四五の内二から二二四五の内四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

商人四一〇の続一、四一二、四一四、四二八、二二四四の内一八

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市七山池原字山口乙五〇〇の一六、乙五〇〇の一九から乙五〇〇の二一まで、乙五〇〇の三〇、乙五〇二、乙五〇三、乙五〇七、乙五〇八、乙五一二、乙五一五、乙五一七、乙五三八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山口乙五〇〇の二〇・乙五〇〇の三〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　山口県岩国市関戸字西ケ谷一〇〇二四の一、一〇〇二七、一〇〇二九の一から一〇〇二九の四まで、一〇〇三〇、一〇〇三一、一〇〇三五

二　指定の目的　土砂の流出の防備